

平成30年度

第2回千葉市本庁舎整備検討委員会

当日配付資料

# 落札者決定基準について

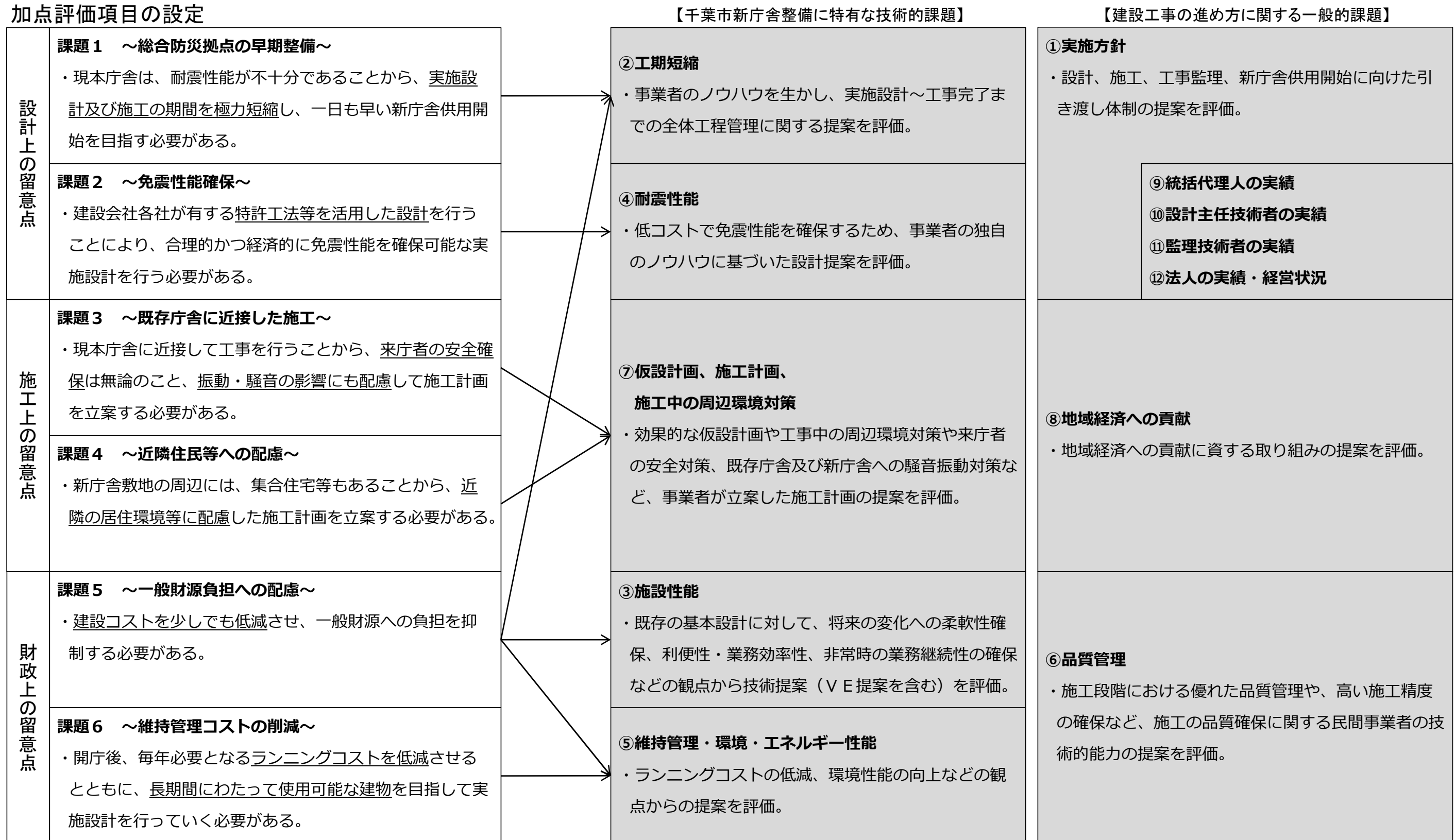
見出し	記載項目	記載内容(ゴシックはポイント)	補足説明等																	
第2 落札者決定の 概要	第1 本書の位置づけ	本落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、千葉市（以下「市」という。）が千葉市新庁舎整備工事（以下「本工事」という。）の落札者を選定するに当たり、入札参加者のうち最も優れた者を選定するための方法及び基準等を示し、入札参加者に具体的な指針を与えるものである。本基準は、本件工事の入札において、入札説明書と一体のものとして取り扱う。	入札説明書と一体のものとして位置づけ。																	
	落札者決定方法	<p>①総合評価方式 本件工事の落札者は、防災拠点としての市役所庁舎の設計及び施工に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するため、総合評価方式により決定する。</p> <p>②自治法施行令「学識経験者」の意見は検討委員会から ③検討委員会の意見を踏まえ、市が技術提案を審査 ④技術評価点と入札価格により評価値を決定 入札参加資格を備えることを確認された入札参加者は、入札説明書及び本基準の定めるところに従い、入札書及び技術提案書を提出するものとする。 総合評価方式により落札者を決定するにあたり、学識経験を有する者で構成する千葉市本庁舎整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）の審議を経るものとする。検討委員会からの意見聴取は地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく学識経験を有する者の意見聴取を兼ねる。検討委員会の意見を踏まえ技術提案内容を審査し、決定した技術評価点と入札価格に基づき総合評価値を算出し、総合評価値が最も高い入札参加者を落札者として決定する。</p>																		
	千葉市本庁舎整備検討委員会の体制	<p>検討委員会は、下表に記載の6名の委員で構成され、会議は非公開とする。議事録は落札者の決定後に取りまとめる審査講評の公表時にあわせて公表する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">委員長</td> <td style="width: 20%;">柳澤 要</td> <td style="width: 60%;">千葉大学大学院 工学研究院 教授</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>浦江 真人</td> <td>東洋大学 理工学部建築学科 教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>高原 功</td> <td>独立行政法人 都市再生機構 技術・コスト管理部長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>林立也</td> <td>千葉大学大学院 工学研究院 准教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>藤本 利昭</td> <td>日本大学 生産工学部建築工学科 教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>山本 英史</td> <td>国土交通省 関東地方整備局 東京第二営繕事務所長</td> </tr> </table>	委員長	柳澤 要	千葉大学大学院 工学研究院 教授	副委員長	浦江 真人	東洋大学 理工学部建築学科 教授	委員	高原 功	独立行政法人 都市再生機構 技術・コスト管理部長	委員	林立也	千葉大学大学院 工学研究院 准教授	委員	藤本 利昭	日本大学 生産工学部建築工学科 教授	委員	山本 英史	国土交通省 関東地方整備局 東京第二営繕事務所長
委員長	柳澤 要	千葉大学大学院 工学研究院 教授																		
副委員長	浦江 真人	東洋大学 理工学部建築学科 教授																		
委員	高原 功	独立行政法人 都市再生機構 技術・コスト管理部長																		
委員	林立也	千葉大学大学院 工学研究院 准教授																		
委員	藤本 利昭	日本大学 生産工学部建築工学科 教授																		
委員	山本 英史	国土交通省 関東地方整備局 東京第二営繕事務所長																		
第3 審査の手順	入札参加資格確認審査	<p>①各要件の確認 ②参加資格の確認は受付最終日 入札参加者から提出された本工事の様式集における様式第5号から第11号までの参加資格確認審査に関する提出書類に基づき、入札参加者が入札説明書に規定されている要件を備えていることを審査する。入札参加者が当該要件を備えていない場合は失格とする。なお、入札参加資格の確認日は、入札参加資格確認申請期限の日とする。入札参加資格確認申請期限の日から開札日までの間に、本市の指名停止措置及び入札参加除外措置を受けた場合は失格とする。また、入札参加資格確認審査の具体的な内容については技術提案内容審査に持ち越さない。</p>																		

第3 審査の手順	技術提案書の確認		<p>①指定様式の確認 ②設計内容の変更は採用されたV E提案が前提 提出された技術提案書が、本工事の様式集に記載した必要書類を満たしていることを確認する。 なお、要求水準書等の設計内容を改善する提案については、入札説明書及びV E提案実施要領により予めV E提案書等を提出し、市に採用された提案であることを確認する。</p>														
	要求水準を充足していることの確認		<p>①誓約書による確認 提出された技術提案書の内容について、要求水準書等で定められた要求水準を充足していることを「要求水準等に関する誓約書」（本工事の様式集における様式第14号）をもって確認することとする。</p>	事業者より誓約書の提出を受ける。													
	技術提案内容審査	ア 評価項目及び加算点の配点	<p>①評価項目の一覧化 ②加算点は50点満点 評価項目及び加算点の配点は、「別表評価項目及び配点」に示すとおりとする。 加算点は50点満点とする。</p>	<p>評価項目の詳細は、資料1-3を参照  市の総合評価ガイドラインでは、加算点の満点を30点～50点の間で選択している。ガイドラインは工事の落札者を決定することを想定したものであるが、本件工事は設計と施工を一括で発注するDB方式であり、免震構造等の設計についても優れた技術提案を求めたいため、設計についての評価項目を設けることとし、加算点の満点を最大の50点としたい。</p>													
		イ 採点	<p>①各評価項目を4段階評価 各評価項目ごとに、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。項目の加算点は、下表3-1に示すとおり4段階で評価し、項目の配点に下表採点基準の係数を乗じたものとする。項目の加算点は小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位まで算出する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>採点方法</th> <th>採点基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>加算点の満点×1.0</td> <td>非常に優れた提案</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>加算点の満点×0.6</td> <td>優れた提案</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>加算点の満点×0.3</td> <td>やや優れた提案</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>加算点の満点×0.0</td> <td>標準的な提案</td> </tr> </tbody> </table>	評価	採点方法	採点基準	A	加算点の満点×1.0	非常に優れた提案	B	加算点の満点×0.6	優れた提案	C	加算点の満点×0.3	やや優れた提案	D	加算点の満点×0.0
評価	採点方法	採点基準															
A	加算点の満点×1.0	非常に優れた提案															
B	加算点の満点×0.6	優れた提案															
C	加算点の満点×0.3	やや優れた提案															
D	加算点の満点×0.0	標準的な提案															
	ウ 技術評価点の確定	<p>①標準点と加算点の合計 標準点100点と各項目で付与された加算点を合算したものを技術評価点とする。</p>	技術評価点は、標準点（100点）と加算点の合計点とする。														
	評価値		<p>①予定価格の範囲内 ②技術評価点を入札価格で除して算定 ③同点の場合はいくじ引き 入札価格は予定価格の範囲内であることとする。なお、予定価格を超える入札は無効とする。 また、評価値が最も高い者が低入札価格調査の対象となった場合は、調査により、落札者として適格であると認められたのちに、落札者として決定する。調査により、落札者として適格であると認められなかった場合は、評価値が次に高い者について同様に行う。</p> <p>以下に示す計算方法に基づいて、各入札参加者の評価値を算出し、評価値が最も高い者を落札者として決定する。評価値が同数の者が複数いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。</p> $\text{総合評価値} = \frac{150\text{点満点}}{\text{（技術評価点）}} \div \frac{\text{円}}{\text{（入札価格）} \times 1,000,000}$	<p>価格面については、入札前にV E提案を求めることにより、価格競争を促し、工事費の削減を図る。一方で、免震構造等、質の高い設計、施工を求めため、単価当たりの価値が最も高い提案を選択する方式である「除算方式」で落札者を決定したい。</p> <p>総合評価値の同じ者が複数いるときは、該当者のくじにより落札者を決定する。 (入札価格の低い者が優先ではない。)</p>													
第4 落札者の公表			<p>落札者の決定結果は、各入札参加者の代表企業に通知するほか、結果の概要、審査講評を千葉市のホームページ等で公表する。</p>														

1 DB事業者の選定方針

- ・新庁舎の基本設計は完了したものの、「実施設計～新築工事・既存庁舎解体工事～維持管理」のそれぞれの段階の課題に、引き続き取り組んでいく必要がある。
- ・これらの課題は、「実施設計～新築工事・既存庁舎解体工事～維持管理」の期間を一連の流れとして検討する効果が高いと考えられることから、実施設計・工事を対象とする6つの課題を提示した上で、デザインビルド事業者（以下、「DB事業者」という。）から提案を求め解決していきたい。
- ・このため、本事業ではこれらの提案と入札金額を総合的に評価した上でDB事業者を選定する。

2 加点評価項目の設定



## 評価項目及び配点(案)

評価項目			評価の視点 (以下について優れたものであるか)	加算 点の 満点	様式
1 技術評価項目	全体マネジメント	① 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「千葉市新庁舎整備基本構想」、「千葉市新庁舎整備基本計画」、「千葉市新庁舎整備基本設計方針」を踏まえた実施設計の考え方及び実施体制</li> <li>・DB方式の特性を踏まえた品質管理や施工精度確保にあたっての考え方及び工事の実施体制</li> <li>・包括的かつ自律的なマネジメント、セルフモニタリング等による市への説明責任の確保に係る具体的な方法</li> <li>・市との緊密かつ円滑なコミュニケーションに資する具体的な方法</li> <li>・供用開始後の建物、設備機器の運用に資する提案</li> <li>・その他、実施方針に係る提案</li> </ul>	4	18-1 (A3 1 枚)
		② 工期短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DB方式の特性を踏まえた工程管理</li> <li>・国の財政支援制度が活用できる平成32年度までの出来高の増加、災害に強い新庁舎の早期供用開始について考慮した工程計画</li> <li>・別途発注工事の設計、施工の各段階の工程管理における配慮</li> <li>・その他、全体工程管理に係る提案、取組み、配慮等</li> </ul>	6	18-2 (A3 1 枚)
	施工や維持管理に配慮した設計の更なる合理化	③ 施設性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の変化への柔軟性の確保</li> <li>・来庁者の利便性、職員の業務効率や生産性の向上に寄与する施設整備</li> <li>・非常時の業務継続性の確保</li> </ul>	6	18-3 (A3 1 枚)
		④ 耐震性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の技術による高度な免震性能に基づく建物全体の耐震性能の合理的かつ経済的な確保</li> <li>・地盤改良の工法及び範囲を適切に選定した液状化対策</li> </ul>	6	18-4 (A3 2 枚)
		⑤ 維持管理・環境・エネルギー性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランニングコストの縮減</li> <li>・環境性能の向上</li> </ul>	6	18-5 (A3 1 枚)
	施工品質	⑥ 品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた施工品質・精度を確保するための方策</li> </ul>	4	18-6 (A4 1 枚)
		⑦ 仮設計画、施工計画、施工中の周辺環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者や職員の業務に支障をきたさないよう、工事期間中に運用中の庁舎及び議会棟の安全確保、振動及び騒音の低減、粉塵及び悪臭の抑制に係る有効な対策を講じた仮設計画及び施工計画並びに工事情報の提供</li> <li>・周辺の住民や企業の生活、業務に支障をきたさないよう、安全確保、振動、騒音、粉塵、悪臭に係る有効な対策を講じた仮設計画及び施工計画並びに工事情報の提供</li> <li>・仮設駐車場の安全確保及び開庁日の駐車台数の確保に配慮した仮設計画及び施工計画</li> <li>・その他、仮設計画、施工計画、施工中の周辺環境対策に係る提案</li> </ul>	6	18-7 (A3 2 枚)
	地域活性化	⑧ 地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内企業への発注や市内調達等、地域経済貢献への具体的な取組み(具体的な数字を挙げる場合は、その証明方法についても記載のあること。)</li> </ul>	4	18-8 (A4 1 枚)
2 実績評価項目	統括実績	⑨ 統括代理人の実績	A: 入札公告日から過去 15 年間の免震構造で延べ面積 25,000 m <sup>2</sup> 以上の官公庁の庁舎における新築工事の実施設計業務と施工業務の相互調整の実績 B: 入札公告日から過去 15 年間の免震構造で延べ面積 25,000 m <sup>2</sup> 以上の民間企業の事務所における新築工事の実施設計業務と施工業務の相互調整の実績 C: 入札公告日から過去 15 年間の延べ面積 25,000 m <sup>2</sup> 以上の官公庁の庁舎における新築工事の実施設計業務と施工業務の相互調整の実績	2	18-9 (A4 1 枚)
	設計実績	⑩ 設計主任技術者の実績	A: 入札公告日から過去 15 年間の免震構造で延べ面積 25,000 m <sup>2</sup> 以上の官公庁の庁舎における新築工事实施設計の主任技術者実績 B: 入札公告日から過去 15 年間の免震構造で延べ面積 25,000 m <sup>2</sup> 以上の民間企業の事務所における新築工事实施設計の主任技術者実績 C: 入札公告日から過去 15 年間の延べ面積 25,000 m <sup>2</sup> 以上の官公庁の庁舎における新築工事实施設計の主任技術者実績	2	18-10 (A4 1 枚)
	施工実績	⑪ 監理技術者の実績	A: 入札公告日から過去 15 年間の免震構造で延べ面積 25,000 m <sup>2</sup> 以上の官公庁の庁舎における新築工事の監理技術者実績 B: 入札公告日から過去 15 年間の免震構造で延べ面積 25,000 m <sup>2</sup> 以上の民間企業の事務所における新築工事の監理技術者実績 C: 入札公告日から過去 15 年間の延べ面積 25,000 m <sup>2</sup> 以上の官公庁の庁舎における新築工事の監理技術者実績 ※ただし、建築工事業の監理技術者証の交付を受けた者に限る。	2	18-11 (A4 1 枚)
	会社実績	⑫ 法人の実績・経営状況	A: 経営事項審査の総合評定値が 2,000 点以上 B: 経営事項審査の総合評定値が 1,500 点以上 C: 経営事項審査の総合評定値が 1,100 点以上	2	18-12 (A4 1 枚)
合計				50	

実績評価の基準については、入札参加資格要件と関連性が高いため、合わせて検討を進めます。

作成の条件

- ・技術評価点=標準点(100点)+加算点(満点50点)とする。
- ・予定価格260億円(税込280億円)と仮定する。
- ・技術評価点1点当たりの価値は、十百万円の桁で四捨五入する。

### 1 入札価格と技術評価点の関係(技術評価点1点当たりの金額)

技術評価点が小さいほど1点当たりの価値は大きくなる。  
 入札価格が大きいほど1点当たりの価値は大きくなる。

小 ← 技術評価点1点当たりの価値 → 大

入札価格 (百万円)	予定価格に 対する割合	技術評価点 (点)							技術評価点1点当たりの 価値 (百万円)
		150	145	140	135	130	125	120	
26,000	100%	173	179	186	193	200	208	217	大 ↑ 技術評価点1点当たりの価値 ↓ 小
24,700	95%	165	170	176	183	190	198	206	
23,400	90%	156	161	167	173	180	187	195	

### 2 ケーススタディ

横浜市庁舎の入札結果を、千葉市の予定価格と技術評価点に換算した結果を以下に示す。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 1,000,000 \\ &= \{(\text{標準点}(100\text{点}) + \text{加算点}) / \text{入札価格}\} \times 1,000,000 \end{aligned}$$

順位	入札者	入札価格(税抜き)	技術評価点	評価値
1	A社	24,564百万円	132.5	0.005394
2	B社	24,447百万円	131.1	0.005362

B社の入札価格が147百万円下がり、24,300百万円になると、B社の評価値が1位の評価値を上回り、逆転する。

B社	24,300百万円	131.1	0.005395
----	-----------	-------	----------

このときの1点当たりの価値は、

$$(24,564\text{百万円} - 24,300\text{百万円}) \div (132.5\text{点} - 131.1\text{点}) = 264\text{百万円} \div 1.4\text{点} = 188.5\text{百万円}$$

事前レクで寄せられた御意見（抜粋）

資料1-5

対象資料		委員からのご意見	千葉市の考え
資料1-1 落札者決定基準	1	総合評価のシミュレーション結果を提示していただきたい。	資料1-4にて提示いたします。
	2	技術提案の評価は絶対評価か相対評価か。	絶対評価を基本とすることを考えております。
資料1-2 技術提案の評価項目	3	特になし	
資料1-3 採点基準(案)	4	技術提案でランニングコストの削減を求めているが、イニシャルコストがアップする提案は出てこないのではないかと考えられる。市としてどのような提案を期待して項目を設定したのか考えを整理しておいていただきたい。	長期間にわたり使用することからランニングコストを削減する提案を求めていきたいと考えております。
	5	配置技術者の配点は、国の事例では全体の3分の1程度を配点しており、千葉市案の各2点の配点は少ないと思う。	千葉市の配置技術者の実績評価の割合は、12/100。先行事例と比べ実績評価への配点が少なくなっておりますが、技術評価により多く配点したいため、実績評価への配点は現状のままとしたいと考えております。 習志野市は20/100 浦安市は12/100 西宮市は15/100 土別市は25/100
	6	配置技術者の評価の視点に、受賞実績を加えてはどうか。	実績評価は定量的に評価したいと考えております。
	7	免震性能について提案を求めても、差がつかないのではないかと。評価をどのように行うかが難しいと思われる。差がつきにくい項目に6点の配点は大き過ぎるのではないかと。	
	8	施設性能と維持管理・環境・エネルギー性能の提案についても、同様で、差がつきにくい項目に6点の配点は大き過ぎるのではないかと。	発注者として重視している項目については、高いレベルの提案を求めたいことから、配点を厚くしたいと考えております。
	9	実施方針や工期短縮の配点を大きくした方がよいのではないかと考える。	
資料2-1 入札参加者の想定	10	設計事務所が入札に参加できない仕組みとなっているが、後々、設計者団体から苦情が来る可能性があるのではないかと。建設会社だけが設計業務の受注機会を得られる仕組みは、公平ではないという見方もあり得る。	工事を発注するので、設計会社は契約の相手方として想定しておりません。
	11	基本設計者が協力会社として参画できる仕組みになっているが、基本設計者を協力会社にできなかった入札者との間で公平性を欠くことにならないか（基本設計者を協力会社にできなかった建設会社の入札意欲を減退させることにならないか）。	基本設計図書は公表済みであるため、基本設計者を排除しなくとも一定の公平性は確保されると考えております。
	12	総合建設会社と設備系建設会社とのJVを千葉市では手続き上扱えるのか。取扱いが難しいか。	建築一式工事の建設業許可を取得している設備系建設会社とのJVを想定しております。
	13	工事監理業務をDBに含めると、監理の第三者性を確保できない。	設計内容を最も熟知している実施設計者が工事監理を行うのが合理的であり、また、DB事業者が工事監理を行わせることにより、完成した建築物の品質に関する責任の所在が明確になると考えております。
資料2-2 VE提案実施要領	14	VE提案の採否結果の通知を提案者に個別に回答するとしているが、もし全者に共通して回答すべき提案があった場合には全者に回答できるようにしておくべきではないか。（第1回委員会での意見の再意見）	競争上の地位等を害するおそれがないとして、提案者の承諾を得た内容については公表することがある旨をVE提案実施要領書に記載いたします。
	15	VE提案については、事務局の前さばき段階で、技術的な面で現実性のある提案とそうでない提案を選別しておいていただきたい。	事務局案を提示いたします。
	16	VE提案の資料は委員会後に回収した方がよい。	VE提案の資料等、検討委員会での配付物は、回収させていただく場合があることといたします。
	17	VE要領第4に「コスト増で工期短縮」の提案は認めない旨の記述があるが、工期短縮のためにコストが増えても他でコスト削減すれば提案を受けてもよいと考えられるので、特に理由がなければこの記述は不要と考える。	当該記述は削除いたします。
	18	VE要領第7で、VE提案しなかったものやVEで採用されなかったものを技術提案した場合、市は評価の対象としないとしているが、この場合には評価しない旨を事業者へ通知する必要があるのではないかと。このとき、入札価格は技術提案した事項を反映した価格となっているが、市はどう対応するのか。通常は、技術提案の採否通知後に入札するものである。	VE提案実施要領書に、入札価格の変更は認めない旨を記載し、入札参加者に注意喚起いたします。

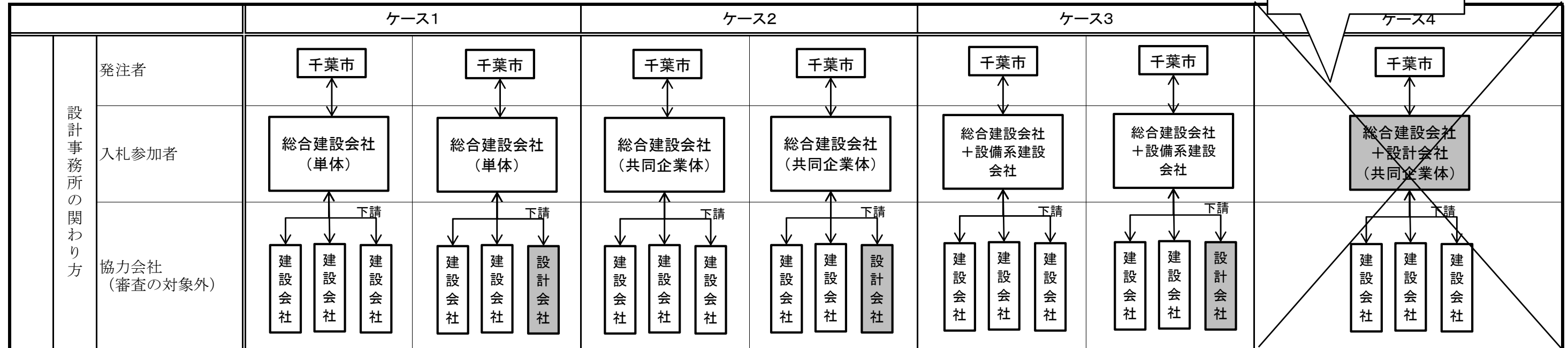
# 入札参加者の想定

## 1 事業者選定の考え方

事業者選定方針	基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎の基本設計は完了したものの、「実施設計～新築工事・既存庁舎解体工事～維持管理」のそれぞれの段階の課題に、引き続き取り組んでいく必要がある。</li> <li>これらの課題は、「実施設計～新築工事・既存庁舎解体工事～維持管理」の期間を一連の流れとして検討する効果が高いと考えられることから、建設会社を中心とするデザインビルド事業者（以下、「DB事業者」という。）を想定して事業者を選定する。</li> </ul>
	実績評価の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加者（単体企業もしくは特定共同企業体）に所属する職員のみを対象とし、協力会社の職員は対象としない。</li> </ul>
	実績評価の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの事業者の参加が可能となるよう、入札参加資格は法人としての実績のみに設定する。</li> <li>配置職員の実績は、技術提案書における実績評価項目の中で加点評価する。</li> </ul>
協力会社等	設計事務所の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施設計を段階から建設工事費をコストコントロールするため、設計業務を担当する主任技術者は、入札参加者（単体・JV）から選任させるものとする。</li> <li>入札参加者が設計会社を協力会社として活用することは可能であるが、協力会社は本件入札における加点審査の評価対象にはしない。</li> <li>基本設計に関する情報は公表済みであることから、基本設計者の構成員が協力企業になることを排除しない。</li> </ul>
	DB事業者選定アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託者及びその協力企業は、入札参加者あるいはその協力企業に加わることはできない。</li> </ul>
	工事監理の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事監理業務についても、入札参加者が行うことを想定する。</li> </ul>
業務開始後の設計品質の確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>行政側にて、第三者にアドバイザー業務を発注。実施設計の状況や工事監理の実施状況をモニタリングし、設計・工事の品質を確認。</li> </ul>

市JV取扱い要綱では、「共同施工方式」に限定

## 2 想定される入札参加者



## 3 担当者の要件等

		所属	資格要件	加点評価	
担当者の所属・実績	全体	統括代理人	入札参加者（単体企業の場合はその企業、JVの場合はいずれかの構成員）の従業員	設定しない	実績保有者を配置する提案がある場合
	工事	現場代理人	入札参加者（単体企業の場合はその企業、JVの場合はいずれかの構成員）の従業員	設定しない	
		監理技術者	入札参加者（単体企業の場合はその企業、JVの場合はいずれかの構成員）の従業員	監理技術者資格証を有する者	実績保有者を配置する提案がある場合
	設計	設計主任技術者	入札参加者（単体企業の場合はその企業、JVの場合はいずれかの構成員）の従業員	一級建築士の実務経験を13年以上有する者	実績保有者を配置する提案がある場合
監理	工事監理主任技術者	入札参加者（単体企業の場合はその企業、JVの場合はいずれかの構成員）の従業員	一級建築士の実務経験を13年以上有する者		



VE提案実施要領について

見出し	記載項目	記載内容	補足説明等																			
第1 本書の位置づけ		<p>本VE提案実施要領は、千葉市（以下「市」という。）が千葉市新庁舎整備工事（以下「本工事」という。）の実施において、民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに当たり、入札参加者が技術提案書の提出に先立ち行うVE提案に関し、目的、提案範囲や採否決定手続き等の事項を定めるものであり、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。</p> <p>なお、VE提案は、入札参加者の権利であり、VE提案書の提出の有無及びVE提案の採否については入札参加者が備えるべき参加資格要件としない。</p>	<p>入札説明書と一体のものとして位置づけ。</p>																			
第2 VE提案に関するスケジュール		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">平成30年度</td> <td>8月20日（月）</td> <td>入札公告（入札説明書等の公表）</td> </tr> <tr> <td>8月20日（月）～8月31日（金）</td> <td>質問受付</td> </tr> <tr> <td>9月14日（金）</td> <td>質問回答の公表</td> </tr> <tr> <td>10月1日（月）</td> <td>入札参加資格申請書類受付</td> </tr> <tr> <td>10月9日（火）</td> <td>参加資格確認結果の通知</td> </tr> <tr> <td>10月12日（金）</td> <td>VE提案書の受付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11月6日（火）</td> <td>VEの採否決定通知</td> </tr> </tbody> </table>		日程	内容	平成30年度	8月20日（月）	入札公告（入札説明書等の公表）	8月20日（月）～8月31日（金）	質問受付	9月14日（金）	質問回答の公表	10月1日（月）	入札参加資格申請書類受付	10月9日（火）	参加資格確認結果の通知	10月12日（金）	VE提案書の受付		11月6日（火）	VEの採否決定通知	<p>入札説明書にも同じ記載があるが、事業者にスケジュールを再確認してもらう趣旨で記載。</p>
	日程	内容																				
平成30年度	8月20日（月）	入札公告（入札説明書等の公表）																				
	8月20日（月）～8月31日（金）	質問受付																				
	9月14日（金）	質問回答の公表																				
	10月1日（月）	入札参加資格申請書類受付																				
	10月9日（火）	参加資格確認結果の通知																				
	10月12日（金）	VE提案書の受付																				
	11月6日（火）	VEの採否決定通知																				
第3 VE提案の目的	<p>工事費等の縮減</p> <p>工期の短縮</p> <p>品質・性能の向上</p>	<p>VE提案は以下の目的のいずれか、又は複数の目的に合致するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イニシャルコストの縮減が図られること。または、ランニングコストを含めたライフサイクルコストの縮減が図られること。</li> <li>・要求水準書に示す本工事の完成期限及び引渡し期限を遵守し、かつ、新庁舎の早期供用開始を実現するための工程管理又は施工計画の最適化が図られること。</li> <li>・基本設計コンセプトを踏まえ、更なる品質・性能の向上が図られること。</li> </ul>																				
第4 VE提案の範囲	<p>原則</p> <p>変更を認めない提案</p> <p>工期が延びる提案</p> <p>建物形状を変更する提案</p> <p>階層構成を変更する提案</p> <p>構造形式を変更する提案</p> <p>騒音、振動や環境負荷が増大すると考えられる提案</p> <p>意匠デザインに係る提案</p>	<p>VE提案の範囲は以下の通りとする。</p> <p>提案による建物の品質・性能（柔軟性・効率性、利便性・機能性、業務継続性、省エネ性、保全性・メンテナンス性等）が、要求水準書及び基本設計図書並びに要求水準書及び基本設計図書に係る質問回答書（以下「要求水準書等」という。）に明示された品質・性能と同等以上であると市が判断する場合に限り、要求水準を満たす範囲で要求水準書等に示された内容を改善する提案を認めることとする。</p> <p>基本設計図書に示す工期（以下「工期」という。）が延びるもの。</p> <p>臨港プロムナード（千葉港黒砂台線）に面して低層棟を配置し、みなと公園に面して高層棟を配置する建物形状を変更するもの。</p> <p>以下に示す階層構成を変更するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 来庁者利用が多い機能や周辺エリアのまちづくりへの寄与が期待できる2層吹抜けの市民ヴォイド、市民センター、食堂、売店を1、2階に配置する。</li> <li>2 市長室、総務局及び議会機能を近接配置する。また、窓口への来庁者数が多く、業務関連性の高い「都市局」と「建設局」を近接配置する。</li> <li>3 市の総合防災拠点としての役割を発揮するため、浸水深以上の階に市長室等と危機管理機能を近接配置する。また、災害対応（復旧業務等）の特性に配慮し、都市局と建設局を下層部に配置する。</li> <li>4 議会機能の独立性に配慮し、行政機能との区分を明確化して配置する。また、議会傍聴者・来庁者の利便性に配慮し、低層棟の上層部に配置する。</li> </ol> <p>免震層の位置を基礎免震から変更するもの。</p> <p>周辺地域、既存庁舎及び竣工後の新庁舎に対して工事中の安全性が低下すると考えられるものや、工事中の騒音、振動などが増加すると考えられるもの。</p> <p>環境負荷が増大すると考えられるもの。</p> <p>外観パース及び内観パースに示すイメージ及び基本設計コンセプトを損なうもの。</p>	<p>民間事業者が蓄積している技術やノウハウを有効に活用するため、VE提案できる範囲と提案できない範囲を具体的に示す。</p> <p>VE提案の品質・性能が要求水準化以下となってしまうと、公告資料の変更となる（入札条件が公平ではなくなる）ことから、品質・性能は同等以上であることをVE提案の条件としている。</p> <p>コスト維持で工期短縮は望むが、コストをかけてまで工期短縮は望まない。</p> <div data-bbox="1952 1098 2525 1423"> <p>【階層構成イメージ】</p> <p>バックオフィス棟</p> <p>フロントオフィス棟</p> <p>議会</p> <p>総務</p> <p>市長関連・都市</p> <p>危機管理・建設</p> <p>ロビー・総合案内・市民センター・市政情報室 正庁・食堂・カフェ・売店など</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物形状（L字型）、階層構成（点線で示した部分）、構造形式（基礎免震）を変更する提案については、庁議、議会です承を得ていることから、変更は不可とする。</li> </ul> <p>意匠デザインに係る提案については、基本設計でパースを公表していることから、完成イメージとかけ離れないようにする必要があるため、条件を設ける。変更提案があった場合には、変更前後が比較可能となるように、VE提案時に変更提案前後のイメージ図を提出させる。</p>																			
第5 VE提案書等の提出		<p>VE提案を行おうとする入札参加者は、本工事の様式集に示すVE提案時に関する提出書類を、入札説明書に従い提出すること。</p>	<p>VE提案書の受付期間、提出方法、採否の通知期日は入札説明書に記載する。</p> <p>提出方法は、工事担当課へ郵送又は持参。媒体は紙及び電子データ（CD-R）。部数は正本1部、副本25部。副本には会社名、ロゴ等の記載を禁止。</p>																			

VE提案実施要領について

資料2-2

見出し	記載項目	記載内容	補足説明等
第6 採否の決定及び 通知	採否決定の手続き	<p>入札参加者から提出されたVE提案書等について、市は各VE提案の採否を検討し、千葉市本庁舎整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）の意見を踏まえ採否を決定する。</p> <p>VE提案の審査にあたり、入札参加者から提出されたVE提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求めるほか、個別ヒアリングを行い確認する。</p>	<p>本市で採用案を作成し、検討委員会で客観的に審査する。</p> <p>原則として対面質疑や文書による質疑回答を行わないが、必要な場合には、入札参加者に対する内容の確認や追加資料の提出等を求めることができるように規定する。</p>
	審査結果の通知	<p>VE提案の採否結果は、当該VE提案を行った入札参加者に個別に通知する。 ただし、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係ることなく、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとして、当該入札参加者の承諾を得た内容については、公表することがある。 なお、VE提案審査結果に対する質疑は受け付けない。</p>	<p>VE提案内容を保護する観点から、採否結果は当該VE提案を行った入札参加者に個別に通知する。</p>
第7 技術提案書及び 入札書への反映		<p>VE提案の採用が認められた入札参加者は、原則として当該VE提案を反映した技術提案書及び入札書を提出する。</p>	
		<p>また、その後の検討によりVE提案を取り下げようとする場合は、VE提案辞退願（様式第11号-4）を11月13日までに市に提出すること。市が認めた場合に限り辞退可とする。</p>	<p>・採用されたVE提案は、技術提案書および入札書へ原則反映させる。 ただし、VE提案の中には、提案間で関係性のあるものも想定されるため、不採択になった提案に紐づく形で、採択になった提案を取り下げ可能とする余地を残す。</p>
		<p>VE提案が採用されなかった場合及びVE提案を行わなかった入札参加者は、市が提示した要求水準書等により作成した技術提案書及び入札書を提出する。</p> <p>なお、入札参加者は、採用が認められなかったVE提案や、事前にVE提案として提出すべきであった内容を、技術提案書及び入札書の提出時に改めて提案したり、追加で提案してはならない。技術提案書及び入札書の提出時に、これらの提案がなされた場合、市は一切評価しない。この場合、入札価格の変更は認めないので、入札参加者は十分注意すること。</p>	<p>・採用されたVE提案は技術提案書及び入札書と一体となるため、技術提案書の提出時に再度提出を求める。</p>
第8 実施設計への反映		<p>本工事を実施するものとして選定された者（以下、「落札者」という。）は、技術提案書及び入札書に反映したVE提案を請負契約締結後、本件工事等に反映すること。また、それに伴い必要となる許認可及び各種申請等の行政手続きも落札者が行うこと。</p>	
第9 費用負担		<p>VE提案に要する費用は全て入札参加者の負担とする。</p>	
		<p>また、本件工事等の実施にあたり、VE提案により必要となる許認可及び各種申請等の行政手続きに要する費用は、入札価格に含めるものとする。</p>	
第10 責任の所在		<p>基本設計書に関する責任は市及び基本設計者が負担し、VE提案内容、VE提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分についての責任は落札者が負担する。</p>	
		<p>市が当該VE提案の採用を認めることをもって、落札者の責任が軽減又は免除されるものではない。</p>	
第11 VE提案が実施できない場合		<p>請負契約締結後、技術提案書及び入札書に反映されたVE提案が実施不可能となった場合の定めについては、契約書及び入札説明書による。</p>	<p>実施不可能となった場合の罰則金の規定を入札説明書に設ける。</p>
第12 VE提案内容の保護		<p>VE提案の内容については、採否の結果に関わらず、入札参加者の技術、ノウハウ等と密接に関連する部分が多いことから、次のとおり保護する。</p>	
		<p>VE提案の採否の結果は、当該VE提案を行った入札参加者に個別に通知し、VE提案審査結果通知書は非公開とする。</p>	
		<p>VE提案の採否の結果に係わらず、そのVE提案が一般的に使用されている状態であると市が文書その他のもので合理的に判断できる場合は、市は無償で当該提案を使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。</p>	
第13 著作権		<p>受注者の提案書及び入札書に反映されたVE提案は、本工事に関し、市が無償で使用できるものとする。</p>	
第14 問い合わせ先		<p>基本設計図書に関する著作権は、市及び基本設計事務所に帰属する。</p>	
		<p>千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課 整備班 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 電話043-245-5044 電子メール：shinchosha.FIA@city.chiba.lg.jp</p>	